

2003

3月

平成15年3月11日発行

広報

つるが



3月15日、いよいよデビュー！ 小浜線新型車両

### 今月の内容

- 統一地方選挙・・・2～3
- 薬のお渡しが院外処方になります・・・4～5
- ペットボトルの分別収集が変わります・・・6～7
- 見えていますか？わが子の姿・・・8～9
- 街角スケッチ・・・10～11
- おしらせほか・・・12～18

No. 734

r100 再生紙を使用  
しています

統一地方選挙投票日

4月13日(日) 知事・  
4月27日(日) 市長・

県議会議員選挙  
市議会議員選挙

投票時間  
午前7時～午後8時  
(ただし、白木1・2丁目は午後7時まで)



平成14年度福井県明るい選挙啓発ポスター  
佳作 広部遥子さん(栗野中学校3年)の作品



平成14年度福井県明るい選挙啓発ポスター  
佳作 山本尚代さん(角鹿中学校2年)の作品

「パパ・ママの清き一票 私の未来」

平成14年度福井県明るい選挙推進啓発標語  
金賞 竹内美穂さん(福井市)の作品

**入場券は郵送します**  
○入場券は、直接郵送します  
入場券は、1人1通のハガキとなります。投票所には入場券を忘れずにお持ちください。  
○届かないときは問い合わせを  
有権者全員の入場券を一齐に郵送しますが、それぞれの投票日の3日前(4月10日または4月24日)までに届かないときは、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

**投票は指定された投票所で**  
投票所は入場券に書いてあります。確認のうえ、指定された投票所で投票してください。

**一部の投票所が変わります**

投票所が変わる地区	今までの投票所 ↓ 新しい投票所
松葉町、櫛川、櫛川町2丁目、永大町、原、平和町	松陵中学校 ↓ 市立体育館
立石	立石会館 ↓ 立石ふれあい会館
刀根、杉箸	杉箸集会場 ↓ 刀根公会堂
池河内	咸新小学校池河内分校 ↓ 咸新小学校

**投票できる方**  
○知事・県議会議員選挙  
昭和58年4月14日以前に生まれた方で、平成15年1月3日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

**不在者投票がしやすくなっています**  
投票日に、次のような理由で投票所へ行くことができない方は、不在者投票ができます。

- 仕事、学業、葬式の喪主または親族の冠婚葬祭などがある方
- 以外の用事または事故のため、自分の投票区の区域外にいる方
- 病気、けが、お産、身体障害などのため、歩くのに不自由な方
- 不在者投票のできる期間

【知事選挙】  
3月27日～4月12日

【県議会議員選挙】  
4月4日～4月12日

【市長・市議会議員選挙】  
4月20日～4月26日

いずれの場合も、期間中(土・日曜日も含む)午前8時30分から午後8時まで、市役所4階講堂で行うことができます。入場券が届いてからは、入場券をご持参ください。

**郵便投票(重度障害の方へ)**

身体に重度の障害があり、次のいずれかに該当する方は、郵便による不在者投票ができます。ただし、選挙人自ら投票の記載ができる方に限ります。

- 身体障害者手帳を持っている方
- 両下肢、体幹、移動機能に1級か2級の障害がある方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に1級か3級の障害がある方

○市長・市議会議員選挙  
昭和58年4月28日以前に生まれた方で、平成15年1月19日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

**最近、住所を変更した方  
住所を変更する方**

○市内で転居した場合  
市内で住所が変わった方は、新しい住所地の投票所でない場合がありますので、入場券でお確かめください。

○市外へ転出した場合  
投票日までには他の市町村へ転出した方は、市長・市議会議員選挙の選挙権はなくなりませんが、本市の選挙人名簿に登録され、平成15年1月4日以後に県内の他の市町村に転出の住所変更手続きをした方で、その転出が1回限りである場合は、知事・県議会議員選挙に限り、転出先の市町村で不在者投票または本市の投票所で、投票ができます。

この場合、転出先の市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

○市外から転入した場合  
県内の他の市町村の選挙人名簿に登録され、平成15年1月4日以後に「敦賀市」に転入の住所変更手続きをした方で、その転入が1回限りである場合は、知事・県議会議員選挙に限り、本市で不在者投票または転入する前の市町村で投票ができます。  
この場合、本市が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

○戦傷病者手帳を持っている方

両下肢、体幹に特別項症、第2項症の障害がある方  
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に特別項症、第3項症の障害がある方  
郵便による不在者投票をするには、あらかじめ市選挙管理委員会に手帳を添えて『郵便投票証明書』の交付申請をしてから市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

以上の要件に該当しない、家で寝たきりの方は、郵便投票制度に該当しませんので、ご注意ください。

**代理投票・点字投票**

字が書けない方は『代理投票』を投票所の係員に申し出てください。  
また、目の不自由な方のために、各投票所には点字器と点字投票用紙を用意してありますので、係員に申し出てください。



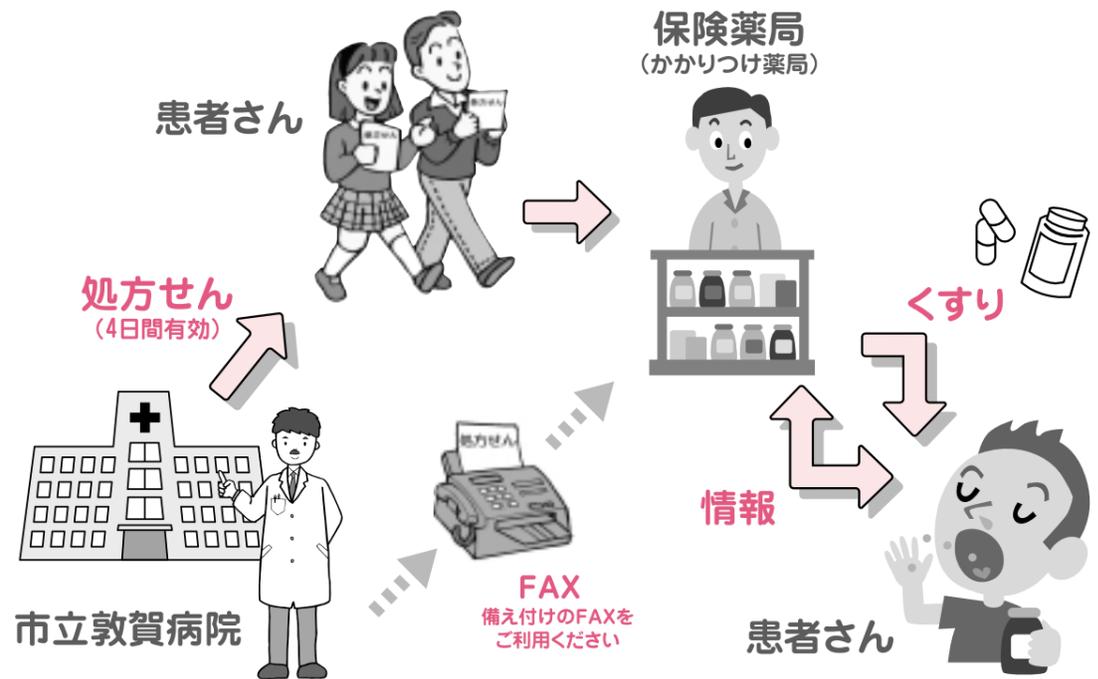
選挙のめいすいくん

問合せ 敦賀市選挙管理委員会事務局

(総務部総務課内)

22・8101

# 院外処方での薬の流れ



## 4月から

# 市立敦賀病院では、 薬のお渡し方が 『院外処方』 に変わります

### 『院外処方』ってなに？

今までは、お薬が必要な方には当病院内の薬局でお渡ししていました。4月からは、当病院内での診察後、お薬の必要な方に『院外処方せん』を発行します。

『院外処方』とは、この『院外処方せん』を地域の『保険薬局』に持参し、薬代(患者さん負担分)を『保険薬局』に支払って、必要な薬を受け取る方法のことをいいます。

### なぜ『院外処方』にするの？

厚生労働省が進めている『医薬分業(院外処方せんの発行)』= 地域のかかりつけ薬局の充実』の方針に沿うものです。

この『医薬分業』(注)によって、医師と薬剤師がより良い医療の提供を図り、みなさんにより安全に薬を使っただけなく、目指します。

(注)『医薬分業』 医師と薬剤師が独立した立場で、専門性に基づき業務を分担する方法

### 患者さんのメリット

お薬の名前、効能、効果、服用の仕方などを薬剤師がより詳しく説明します。

お薬ができるまでの、長い待ち時間がなくなりま

す。

『保険薬局』は、患者さんが自由に選ぶことができます。お住まいの近くや勤務先の近くなど、気軽に行ける『かかりつけの薬局』を決めることができます。

『かかりつけの薬局』を決めることで、複数の医療機関から投薬を受けた場合でも、薬の飲み合わせなどの点検が可能となり、それによる副作用が防止できます。

病院の医師と保険薬局の薬剤師の、二人の専門家が薬剤の使用を二重にチェックすることにより、薬の効果や安全性が高まります。

## 『院外処方』Q&A

**Q** 『処方せん』はこの薬局に持って行っていいの？

**A** 薬剤師のいない薬局では調剤できません。『処方せん』を受け付けて調剤を行うことができるのは『保険薬局』だけです。

『処方せん受付』あるいは『保険薬局』の表示がある薬局であれば、どこでもOKです。患者さんが好きな薬局を選ぶことができます。

**Q** 『処方せん』を渡されたが、待ち時間なしに薬を受け取る方法はないの？

**A** FAXを設置しています。『かかりつけの薬局』に『処方せん』をFAXしておくことにより、薬を準備してもらうことができます。患者さんの都合に合わせて薬を受け取ってください。ただし、薬を受け取る際には、『処方せん』が必要です。忘れないように注意してください。

**Q** 『処方せん』はもらったが、仕事で『保険薬局』に行けなくなった。『処方せん』に期限はあるの？

**A** 『処方せん』の有効期限は4日間です。その期限内であれば旅行や仕事先など全国どこでも『保険薬局』でも薬をもらうことができます。

問合せ

市立敦賀病院 22・3611

# 4月1日から ペットボトルの分別収集が

現在ペットボトルは、「資源ごみ」のプラスチック類として分別収集し、燃料として有効利用を図っていました。しかしペットボトルには、品質のよい繊維やボトルなどに再利用できる特性があります。これからは、この特性をより活かしたりサイクルを行うため、ペットボトルの分別収集を行います。みなさんのご協力をお願いします。

## 分別収集するペットボトル

対象となるペットボトルは下の表のもので、ラベル部分とボトルに右図のマークがついたものに限ります。

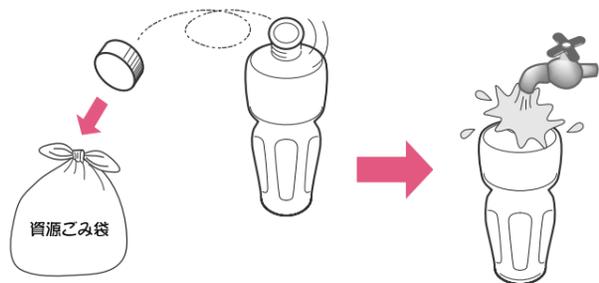
飲料用	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、日本茶、麦茶、スポーツドリンク、ミネラルウォーターなどの容器
酒類用	焼酎、本みりん、清酒、洋酒などの容器
しょうゆ用	しょうゆの容器

このマークが目印です



PET  
ペットボトルの  
識別表示マーク

## ペットボトルの出し方



### キャップをはずして！

キャップは、資源ごみの袋に入れてください。ラベルは取らなくても結構です。

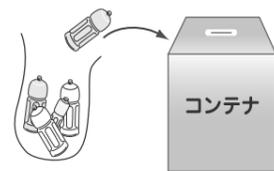
### 中をすすいで！

臭い防止とリサイクルの品質向上のため。



### ごみステーションに出して！

ペットボトル専用の指定ごみ袋に入れ、「資源ごみ」の収集日に出してください。



### 公民館などのコンテナ(常設)に入れて！

コンテナには指定ごみ袋を使わず、ペットボトルだけを入れてください。

### こんな出し方は収集しません

キャップがついたままだったり、ボトルの中に異物(タバコの吸殻、ごみ等)が入っているもの  
洗浄されていないもの  
指定袋で出されていないもの  
薬品等に再使用したもの

# 変わります！

## ペットボトル専用指定ごみ袋

家庭用 透明の袋に青い文字と絵  
事業所用 黄透明の袋に青い文字と絵

指定ごみ袋取扱店でお求めください。また、3月中に各家庭へサンプル(5枚)を配布します。



## ごみの減量と分別の徹底を！

### ごみを減らすため、すすめていきたい3R

**R** educe  
リデュース  
ごみになるものを減らそう

**R** euse  
リユース  
一度だけでなく何度でも使おう

**R** ecycle  
リサイクル  
原材料として再生し何度でも使おう

### ごみを減らすため、できることから始めましょう

ごみがどんどん埋められていくと埋め立てるところがなくなります

物を大事に長く使おう

生ごみの自家処理をしよう

ごみの分別を徹底しよう

買う前にもう一度考えよう

使い捨て製品を見直そう

詰替え商品を利用しよう

買い物袋を持参しよう

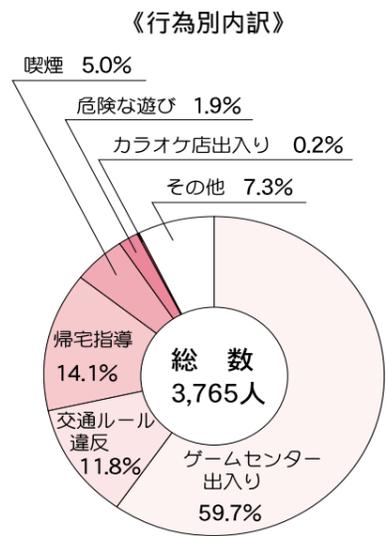
過剰包装を断ろう



ごみスリムくん

「買う時からスタートしているごみ減量！」

平成13年度 声かけ状況



《学校別内訳》

小学校	1,193人 (うち女子430人)
中学校	1,012人 (うち女子432人)
高等学校	1,347人 (うち女子703人)
その他 (有職・無職少年)	213人 (うち女子 67人)

問合せ 少年愛護センター  
家庭教育相談は 0120・090523

毎月15日は「青少年育成の日」 毎月第3日曜日は「家庭の日」

わが子は、かけがえのない宝物ですね。だからこそ保護者の皆さんお一人お一人が、わが子の言動には責任を持っていただきたいと思います。できれば、新学期を機会に、改めて「我が家の憲法」なるものをご家族で話し合われたりして、はじめのある生活をさせることができるといいですね。

いよいよ新学期！

見えていきますか？

わが子の姿

大人が変われば子どもも変わる

少年愛護センター「補導日誌」より

10月8日

量販店女子トイレで懸命に化粧をしている女子高生2人組。「綺麗なのにそんなことしなくても・・・」と声をかけましたが、「常識ですよ」とケラケラ笑っていました。どこへ行くのか尋ねても「いろいろ」と答えるので、とにかく早い時間の帰宅を心がけるよう伝えて別れました。



1月22日

先日、本町アーケードを歩いていた時、私服の女子高校生らしき子が自転車の2人乗りをしていました。「声をかけようか、どうしようか」と思っていたとき、私の前を歩いていったおじいさんが「2人乗りはいかんぞ！」と大きな声で注意されたのです。見知らぬおじいさんに注意されたその子たちはすぐに2人乗りを止めて歩き出しました。わたしは心のどこかに「今は巡視で回ってるんじゃないし・・・」と思う気持ちがあったことが恥ずかしくなり、あの老人の毅然とした態度がとても印象に残りました。

いよいよ、新学期の始まりです。多くの子どもたちは教科書も友達も先生も全て新しいものとの出会いとなり、小さな不安と緊張感に包まれているのではないのでしょうか。

このような時こそ、家族のみんなが子どもの心を和らげてあげて欲しいですね。しかし、一方で時間が過ぎるにつれ、自分の欲求のみに流されてしまいう子どもも出てきます。

あなたのお子さん、大丈夫ですか？

補導員からのメッセージ

1月31日

高校生が2人、ある店内のベンチに座っていたが、ズボンがずり落ちてトランクスがスツカリと姿を出していたので話しかけたところ、「パンツはわざと見せている」と笑いながら答えた。

ズボンはひざまで下げて後ろ向きに座っていた彼等は何の人種かと思っほどアツケラカンとしていた。

「ネットワークで健全社会」子どもたちの育成は、もはや単体で活動するには限界にきているのではないかと思えます。子ども会の運営を例にとってみても、老人会・壮年会・婦人会などと連携をとりながら、子ども参加型のイベントを行う所が多く、ひとりでも多くの人との「ふれあい」を大切にしているようです。

私達の子どもの頃は、子ども同士が密接な繋がりの中で、非行に関してのブレーキを持ち、明るく元気な子どもが多かったと思います。このような健全な子どもを育てるため、今「大人が変われば子どもも

変わる」のテーマに沿って私たち大人が「律」して自己成長し変わることも大切ですが、大人が子どもとの「ふれあい」の時間を少しでも多く持つように努める（＝変わる）ことが青少年の健全育成につながるのではないかと思います。

私たち大人は子どもにバトンを託す「歴史のリレーマン」であることを常に認識していきましょう。

「補導巡視で思うこと」

補導巡視中に、中学生、高校生の服装の乱れが目につきます。また時々中・高生が自転車の2人乗りをしているの

で、「危ないよ！」と声かけすると、スツツと無視して行く子など何とも言えない悲しさを感じます。そんな子たちの姿を親は知っているのでしょうか。

一方、大人の中にも、くわえタバコで運転をしたり、若いママさんが赤ちゃんの前にしても平気でタバコを吸ったりしている姿を見かけます。恥ずかしいですね。「大人が変われば子どもも変わる」この言葉、ステキだと思います。あいさつと愛の一声を、子どもにも大人にも勇気を持って声かけしたいです。